

大野町 寺内地区

【地域の概要】

- 町内の農地面積は約1,140ha、寺内地区の耕地面積は約36ha（田14.4ha 畑22ha）うち担い手集積面積は約17ha（田13.4ha 畑3.8ha） 集積率 田93% 畑17%
- 地区の農地は平地と中山間地が混在し、水稻中心の水田農業を中心に中山間地では畑地での柿やブドウの果樹栽培が行われている。
- 個人の中心経営体5人、法人の団体経営体2経営体に水田の集約は進んでいるが、畑地部分に集団化されておらず、畑地の担い手が少ないこともあり、農地の集積が進んでいない。今後は、山間地部分の畑地についてはブドウの生産を中心に集積・集約化を推進していく。

取組開始前の状況や課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足、町外在住の農地所有者の増加による遊休農地が増加傾向である。
- 長年放置されている農地が増えており、保全すること自体が難しくなっている農地が増えている。これに伴い、雑草の繁茂による害虫の発生、有害鳥獣の隠れ家になるなど、周囲の農地の環境に悪影響を与えている。



雑草木除去前

取組内容

- 大野町による「遊休農地等利活用促進事業」及び揖斐農林事務所による「農地イキイキ再生事業」の合同事業として、地域の農業委員、農林事務所、土地改良区、町、農業委員会事務局から15名が参加し、約10aの遊休農地の解消および地域の担い手への利用権設定に繋がった。また今回県から借りたスマート農業機械を使用して草刈りを行い、作業の省力化などに繋がった。



雑草木除去後

今後の展開と方向性

- （今回再生した10aの農地の活用方針等（栽培作物や、当該担い手の今後の意向等）が決まっていればその内容を追記してください。）
- 今後、他地区においても地域の担い手による耕作が見込める遊休農地で同様の取り組みを行い、遊休農地の解消に努めていきたい。
- 遊休農地について、再生利用が困難な農地に区分された農地については、現況に応じて非農地判断を行い、解消する農地を明確化していく。

※大野町についてはタブレットを活用されているため、「農地パトロールの実施にあたっては、タブレット端末を有効活用し、遊休化の恐れがある土地等を把握した際には、所有者・相続人などに対して取るなどし、次の耕作者の確保等に努める」など記載してはどうか。